

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月30日付「保医発0430第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、別掲の項目につき、検体検査実施料が平成25年5月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

## 「検査実施料」の新規収載

### ● 実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>					
5	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	リアルタイムPCR法	360	微生物 150	*1

[注]

- \*1 ア HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「5」HPV核酸検出の所定点数に準じて算定する。  
 イ 当該検査は、本区分「5」のHPV核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。  
 ウ 当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。  
 エ 当該検査をHPV核酸検出と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

### ● 算定留意事項が改正された項目 (改正点を下線で示す)

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>				
5	HPV核酸検出	360	微生物 150	*2

[注]

- \*2 ア 「5」のHPV核酸検出は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。  
 イ 当該検査をHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

### HPV核酸検出の施設基準

#### 第18の2 HPV核酸同定検査

##### 1 HPV核酸同定検査に関する施設基準

- (1) 産婦人科の経験を5年以上有している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。

厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」より抜粋

※算定に当たっては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等への届出が必要です。